



資料 1-2
野生生物小委員会(第38回)
令和8年9月15日

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につ
き講ずべき措置」に係る意見 (WWFジャパン)
中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会 [第38回]
2026年9月15日

検討の方向性について



在り方検討会で整理された論点：第37回（8/19）野生生物小委員会資料より

1. 希少種の生息・生育の場の保全

- (1) 希少種情報の収集・整備、希少種の重要な生息・生育地の把握
- (2) **生息地等保護区の指定推進及び更なる検討**

2. 開発行為等による希少種への著しい影響の回避・低減

- (1) 希少種情報の公開・提供検討
- (2) **事業者に対する助言・指導の効果的な運用**
- (3) **事業者に対する措置の実効性の担保**

3. 民間等と連携した希少種保全活動の推進

- (1) **民間団体による場の維持・管理活動に対する支援及び連携**
- (2) 認定希少種保全動植物園等制度の更なる活用

4. 希少種保全に係る国と自治体との連携強化

- (1) 国が優先的に実施すべき取組の考え方
- (2) **国と自治体の取組の連携強化の在り方**

5. 希少種に係る譲渡し等規制の適正化

- (1) やむを得ない事情によるペット流通種の譲渡し等への対応
- (2) 生体の登録における個体識別措置
- (3) 象牙の取組規制に係る実効性と保全効果の検証・向上

WWFジャパンが重視している視点

在り方検討会報告書で言及された重要な視点

- ・ ネイチャーポジティブ達成のため、**緊急的な行動をとることが求められている**
 - ・ 生物多様性保全と**気候変動対策は切り離せない関係**
 - ・ 対象とする「種」だけに注目して個体の取扱規制や飼育繁殖による域外保全を進めるだけでは不十分であり、その種が生息・生育する生態系に注目した「場」の**保全が重要**
 - ・ 絶滅のおそれが高まる以前の段階で**予防的な対策を講じることで絶滅危惧種にさせないことが重要**
- 種の保存法は、30by30施策前進の上でも重要な法律**
- ・ 絶滅危惧種の保全に向けては、国内希少野生動植物種の**指定数だけでなく、その生息地保全施策がより重要**（指定されなければ施策を講じることが難しいため指定も重要）
 - ・ 絶滅危惧種の重要生息地は、生物多様性上最も優先して保全すべき地域であるため、**種の保存法以外の施策や農政・各開発許可など他分野とも連動させて強化する仕組みが必要**
 - ・ 開発圧の回避・低減に向けて、**積極的・戦略的な保護区等の指定を進めることが必要**

重要生息地の保全に向けた保護区指定・管理制度の強化



在り方検討会で整理された論点：

第37回（8/19）野生生物小委員会資料より

生息地等保護区の指定推進及び更なる検討

- 効果的にかつ指定しやすいように、種や生息・生育地の特性を踏まえ当該種への影響の大きな行為に限って規制する行為を柔軟に設定可能とすることも含めて生息地等保護区の在り方を検討
- 地域的な優先度に応じて効果的な保全を図っていくために、生息地等保護区の指定及び管理における都道府県の関与のあり方について、都道府県による既存の取組やニーズを踏まえて検討
- 生息地等保護区の指定事務を円滑化、効率化

WWFジャパンが重視している視点

重要生息地は保護区等として指定し、改変されないことが第一
希少種情報の収集・整備／公開・提供は重要なため実施が大前提の上で、

○ 種の保存法に基づいて指定することが望ましい区域の抽出
→ 国（環境省）が主導し早急かつ積極的に進めるべき

※好事例：釧路のキタサンショウウオ生息地の保護区指定

○ 保護区の指定手順や土地所有者等の同意取得にかかる作業要領などの策定

→ 地権者に対する諸税や名義移転手続きの負担軽減が必要

→ 自治体と連携して、耕作放棄地や不在地主などの土地を把握し、保全活動に活用できるような利用権付与の仕組みがあると良い

※地権者や農政部との対話が重要

● 生息地等保護区の設定に際して民間団体・自然保護団体等からの提案を受け入れる制度の検討 [平成29年の改正法附帯決議でも言及]

● 指定後も定期的に点検できるような枠組みを規定しておく

→ 監視地区から管理地区への移行、立ち入り制限地区の見直しなど

希少種を脅かす開発行為等の回避・低減に向けた措置の強化

在り方検討会で整理された論点：
第37回（8/19）野生生物小委員会資料より

事業者に対する助言・指導の効果的な運用／措置の実効性の担保

- ・ 法第35条）の助言・指導を実施する際の考え方や要件等を整理し、適切かつ効果的な運用を図る
- ・ 保護増殖事業の効果を減じないよう、国が積極的に保護増殖事業を実施している種の保存に著しい影響を生じさせ、又はそのおそれがあると認められるときには、当該影響を回避・低減するための実効性ある措置を求めること等について、必要な対応を検討

（助言又は指導）第三十五条
環境大臣は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

WWFジャパンが重視している視点

事業が開始された後の措置として、

- 配慮する一定の義務を課した上で、事業者が遵守すべき事項を示し、不十分である場合には、事業の実施方法等について是正を求める仕組み等
- 助言・指導の内容および、事業者の回答や対応状況について公表する（市民が確認しやすい場所で公開することが必要）

開発行為等土地改変にかかわる事業が開始される前に把握し対処することが重要

- 各種申請手続きがあがってきた際に、行政内で情報共有をして環境配慮について確認できる仕組みづくりが必要
- 他法令における許認可手続きの中で、環境省への照会・協議を義務化するなどの検討を環境省として積極的に働きかけるべき：そうした際にも希少種情報の収集・整備／公開・提供は非常に重要
- ※再生可能エネルギー事業に係る監視体制の強化の一環で「関係法令違反通報システム」が構築されているなど、既存の仕組みの活用や、より包括的に照会・確認できる仕組みを省庁横断的に検討していくべき

保全活動の促進に向けた連携強化



在り方検討会で整理された論点： 第37回（8/19）野生生物小委員会資料より	WWFジャパンが重視している視点
民間団体による場の維持・管理活動に対する支援及び連携 ・ 生息・生育環境の維持・管理活動が重要な場については、生息地等保護区による規制的手法ではなく、民間計画の認定等により、手続きや経費の面から支援等することにより各種維持・管理活動を促進していくための仕組みについて検討	域外保全・保護区等の保全施策において、地域社会（任意団体や学校・教育機関など）が担い手になることは重要 ○ 域外保全については、動植物園等に加えて、民間の多様な主体の取組に対する国の支援の在り方を検討 →保護増殖事業計画の策定に際して民間団体・自然保護団体等からの提案を受け入れる制度の検討〔平成29年の改正法附帯決議でも言及〕 →企業は資金提供者／社員教育（課題の認知向上）に貢献できるような形で巻き込めると良い
国と自治体の取組の連携強化の在り方 ・ 国と自治体の取組を連携強化するために、全国的には危機的な状況ではなくとも、地域的には保全順位が高い国内希少野生動植物種についても自治体の判断により必要に応じて保護区の設定や生息・生育環境の整備等にも取り組みやすくなるような仕組みの検討 ・ 自治体による国内希少野生動植物種の保全の取組を種の保存法上で位置付ける必要性、また種の保存法と自治体の希少種保護に関する条例との関係について検討（国と自治体の連絡・調整の場を設けることが重要）	基礎自治体レベルで扱うべき課題として捉えられる必要があるため、国の指導が重要（国からの指示として明確化し、自治体がうまく参画できるように国が主導する） ○ 自治体の希少種保護条例との関係について、整理・検討を進める →国として守るべき種が生息する自治体において、認識がされることが重要：国からの指導やレクチャーなどが必要 ○ 自治体における予算・人員について、国の支援の在り方について検討 →まずは、「連絡・調整の場（人的交流）」が活性化することが重要なほか、各自治体の土地利用計画のレビューや保全施策と連動させることが必要

希少種の流通管理について



在り方検討会で整理された論点：
第37回（8/19）野生生物小委員会資料より

希少種に係る譲渡し等規制の適正化

- (1) やむを得ない事情によるペット流通種の譲渡し等への対応
- (2) 生体の登録における個体識別措置
- (3) 象牙の取組規制に係る実効性と保全効果の検証・向上

WWFジャパンが重視している視点

近年顕在化している課題に対する措置として重要

- (1) 飼養者に対する制度周知、登録制度の活用、長寿命種を中心として飼養・流通実態の把握／飼養継続が困難となる個体をできる限り生じさせない取組も重要
→悪用や抜け穴が増すような制度とならないように留意しながら実施することが重要
- (3) 管理票制度の対象範囲の在り方、表示義務の実効性担保、製品認定制度の位置づけ等、制度改正・運用改善の要否を検討
→掲げられている検証項目（象牙の潜在在庫、流通実態、需要側の状況及び違反事案の実態等）の他にも、事業者から報告徴収している在庫データについても分析し、製品のトレンドや事業者の入れ替わりなどの実態把握も重要

将来に向けて：希少種の流通（生体）については、トレーサビリティの確保に向けた仕組みが必要

- 流通している種や取引量、飼育繁殖施設など実態把握が必要
- その上で、特に国際希少種の対象範囲（現在はワシントン条約附属書Ⅰ）について検討が必要

together possible™



Working to sustain the natural
world for the benefit of people
and wildlife.

together possible™

panda.org

WWF® and ©1986 Panda Symbol are owned by WWF. All rights reserved.
WWF, 28 rue Mauverney, 1196 Gland, Switzerland. Tel. +41 22 364 9111
CH-550.0.128.920-7